

鴻巣市議会会議規則の一部を改正する規則

鴻巣市議会会議規則（平成17年鴻巣市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第83条」を「第83条の2」に、「第155条」を「第155条・第155条の2」に改める。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第14条の見出し中「一時不再議」を「一事不再議」に改める。

第49条第1項中「すべて」を「全て」に、「自席」を「議席」に改める。

第52条第1項及び第74条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第75条の次に次の1条を加える。

（会議録の公開）

第75条の2 会議録は、印刷し、及び電子化して広く一般に公開する。

第2章第1節中第83条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第83条の2 この章における出席委員には、鴻巣市議会委員会条例（平成17年鴻巣市条例第159号。以下「委員会条例」という。）第15条の2（委員会の開会方法の特例）の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第102条及び第104条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第105条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、委員会条例第15条の2（委員会の開会方法の特例）の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第111条中「又は委員長の許」を「、又は委員長の許可」に改める。

第 1 1 5 条に次のただし書を加える。

ただし、委員会条例第 1 5 条の 2（委員会の開会方法の特例）の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。
第 1 2 4 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 2 7 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の場合において、委員会条例第 1 5 条の 2（委員会の開会方法の特例）の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第 1 3 4 条中「議会は、」の次に「第 3 6 条」を加える。

第 1 4 4 条中「すべて」を「全て」に改める。

- 第 1 4 6 条第 2 項中「鴻巣市議会委員会条例（平成 1 7 年鴻巣市条例第 1 5 9 号）」を「委員会条例」に改める。

第 7 章中第 1 5 5 条の次に次の 1 条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

- 第 1 5 5 条の 2 協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害の発生により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。